



綾川町許可第3号

株式会社 パブリック
代表取締役 川崎 佳日出 様

綾川町一般廃棄物収集運搬業許可書

一般廃棄物収集運搬業を行うことを次のとおり許可します。

令和 8 年 7 月 1 日

綾川町長 前田 武俊



許可番号	綾川町許可第 3 号
許可期限	令和 8 年 7 月 12 日 から 令和 10 年 7 月 11 日 まで
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
区 域	綾川町全域
その他の条件	1. 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのない運搬車、運搬容器その他運搬施設を有し、運搬すること。 2. 綾川町内で収集した廃棄物の処理については、高松市西部クリーンセンターにおいて処理すること。 3. 観音寺市内で収集した廃棄物の処理については、株式会社富士クリーンが綾川町西分に設置する処分場において処理すること。 4. 他市町等の廃棄物と混載しないこと。 5. 運搬車輛に綾川町許可番号を表示すること。 6. 収集・搬入等の月報を作成し翌月報告すること。